

運営支援事業

(1) 依頼者

会員等とする。

(2) 対象とする支援内容

原則として、次に掲げる科目とする。なお、具体的な研修・支援の内容及び方法等は、個別に相談し、決定する。

ア 外国語コースの開設

- ①科目別カリキュラムと講習時間の設定
- ②技能講習に於ける重要事項とその対応
- ③通訳者に関する事項
- ④外国語コースの今後の見通しについて

イ 登録更新の手続とその対応について

ウ 内部監査の対応強化について

エ その他

本協会として対応が可能なもので、具体的には次に掲げるものが考えられる。

- ・追加講習区分に対してのコース設定
- ・機材の設定
- ・講習機材の点検・検査について（特定自主検査の制度への対応等）
- ・採点方法の対応（実技）
- ・国の補助事業について
- ・外国人向け資格制度（特定技能・育成就労）の紹介
- ・講習に係る各保険の紹介 等